

第2章 各分野における今後の施策の推進方向

人 権 教 育 ・ 啓 発

人 権 相 談

教 育

生 活 福 祉

労 働

住 宅 ・ 住 環 境

人権教育・啓発

「2000年実態等調査」からみた現状と課題

同和地区内意識調査及び府民意識調査結果によると

・被差別体験を体験時期別にみると、体験時期が過去10年以内のケースが約4割を占めており、被差別体験が減ってきているとは言い難い状況にあります。

・大阪府民の8割以上が「同和地区」等、差別を受けている地区があることを認識しており、約4割が家を購入する際やマンションを借りる際に同和地区を避けるとしています。

そして、6割以上の府民は、同和地区出身者が、「就職に際して不利になる」、約8割の府民は「結婚に際して反対されることがある」と考えており、また約2割の府民が、結婚にあたって相手が同和地区出身者かどうか気になるとしています。

・一般地域では「友人」「家族」などから「同和地区のひとはこわい」「同和対策がやりすぎ」等の話を聞いたことがある人が多く、7割以上の人はその情報を容認しています。今後、同和問題に対し、正しい理解を得られるよう努めることが課題です。

・「同和地区だけに特別対策を行う」ことや「同和地区に対する偏見が強く、市民の人権意識が低い」ことを差別の原因と考える人が多いが、約7割の府民は、こうした差別を近い将来なくすことができると考えています。そのためには「同和地区と周辺地域の人びとが交流を深め、協同して『まちづくり』を進める」ことや「学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」ことなどが重要であるとしています。

1 同和問題に対する正しい理解の促進と人権尊重の理念の普及

市民が同和問題を正しく理解し認識を深め、それが態度や行動に結びつくよう、人権教育・啓発の手法、内容に工夫をこらすとともに、差別の厳しさを強調するだけでなく、同和問題が解決可能な問題であるという具体的な展望を示すことも必要です。また、人権尊重の理念が社会のルールとして浸透するよう、人権に関する法制度などの普及・啓発に努めていきます。

さらに、地域における交流やまちづくりの協働活動などを通じて、豊かな人間関係づくりを進め、人権を学ぶことができるよう、人権教育・啓発を推

進します。

2 人権教育プログラム・教材の開発

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決をめざす観点に立った人権教育の積極的な推進が求められる中、市民が人権問題を正しく理解し認識を深め、それが態度や行動に結びつくような学習への転換を図るため、フィールドワークや参加体験型等の手法を取り入れた人権教育プログラムや教材の開発・整備を図ります。

3 人権教育・啓発の推進を担う人材の養成

人権教育・啓発を市民に身近なところで対象者やニーズに応じて展開していくためには、人権教育・啓発にかかる指導者の役割は大きく、特に職場や地域における指導者の養成は不可欠であり、民間団体等が行う活動とも連携・協力しながら人材の育成に努めます。

4 人権教育・啓発に関する情報収集・提供と調査・研究

人権問題に関する図書・資料、講師情報、教材・プログラム、既の実施された講座等の実績、NPO等市民の自主的な活動事例など、人権教育・啓発の実施に役立つ情報の収集・提供体制を整備します。

その際、既存の人権関係機関の相互連携を図り、情報の共有化に努めます。また、情報提供にあたっては、利用者のニーズに合わせて、必要な情報をコーディネートしながら提供します。

さらに、同和問題の解決に向けた人権教育・啓発のあり方について、「2000年実態等調査」結果の活用や差別事象の分析などによって調査・研究を行います。

5 土地取引等における差別の解消

土地取引等における差別事象は、同和問題解決のための重要課題であると認識しており、今後、庁内の関係部局及び大阪府、関係業界との連携を図り、啓発活動を通じて土地取引等における差別の解消に努めます。

6 行政・企業とNPO等との協働促進・支援

草の根の活動を行う市民による人権教育推進のためのNPO活動等の果たす役割は大きく、行政よりも専門性、機動性をもった活動が展開されている場合も多いことから、今後はこうしたNPO等の活動状況を把握し、協働して人権教育・啓発活動を実施していくことが効果的です。

具体的にはNPO等への事業の委託や調査研究での連携、講師依頼などの

方法がありますが、さまざまなNPO等の活動状況を踏まえた協働のあり方を検討していきます。

また、八尾市人権協会や八尾市人権地域協議会に蓄積された知識・技術や人的ネットワークを今後必要となる人権啓発事業に広く活用していきます。

7 公務員などへの人権教育の実施

庁内の各部局に人権研修を企画実施する担当者を設置するとともに、参加体験型の研修教材の開発、担当者マニュアルの整備を進めることにより、庁内の職員研修の充実を図ります。

特に、教職員、消防職員、福祉・医療関係者、民生・児童委員や人権擁護委員など、人権尊重社会の実現に深く関わる立場にあるものが、常に人権尊重の意識や態度をもって職務が遂行できるよう、人権課題についての情報提供を行うとともに、フィールドワークなど効果的な人権教育に努めます。

8 推進体制の整備

本市ではこれまで、八尾市人権啓発推進本部、八尾市人権教育のための国連10年推進本部等を設置し、人権教育・啓発の推進に努めてきたところですが、今後は2003（平成15）年10月に出された八尾市人権尊重の社会づくり審議会答申等を踏まえ、推進体制の整備を図ります。

また、人権調整課は、今後とも調整機能を発揮し、残された課題の解決に向け、施策の推進を図ります。

さらに、庁内各課に配置された人権主担者を通じて、職員の人権問題に関する意識の高揚と資質の向上を図ります。

また、八尾市人権協会や八尾市人権地域協議会、八尾市人権啓発推進協議会、八尾市企業人権協議会等の民間団体や関係行政機関との連携の強化を図り、人権教育・啓発の推進に努めます。

人権相談

「2000年実態等調査」からみた現状と課題

・同和地区内意識調査結果によると約3割の人が被差別体験者であり、その4割近くの人が誰にも相談せず一人で悩んでおり、行政（人権擁護委員等を含む）に相談（連絡）した人は、僅か1.2%に過ぎないことから、身近なところで気軽に相談できる体制の整備が課題となっています。

1 身近な人権相談窓口の充実及び人材の育成

人権侵害に関わる問題が生じた場合には、一人で悩むのではなく、解決のための手だてを本人が主体的に選択できるよう、身近な場所で解決のための相談が受けられることが必要です。

現在、人権擁護委員による人権相談や大阪府の補助事業である人権相談事業により、市民の人権相談に対応しており、関係機関の協力を得るなどしてこれら人権相談窓口の充実を図っていきます。

また、人権相談には、複数の要因が複雑に絡み合っていることが少なくないことから、相談者の話をきちんと受け止め、相談者の立場に立った、きめ細かな対応が必要であり、これら相談員等の資質の向上に努めていきます。

2 人権相談活動のネットワークの活用

人権相談の内容は、多種多様であるため、単一の専門相談機関において対応することが困難な場合が多いことから、人権侵害を受け、又は受けるおそれのある市民に対して、迅速かつ適正な助言や人権擁護に関する情報提供等を行うことができるよう、さまざまな相談機関との連携に努めていきます。

また、国をはじめ大阪府や府下市町村でも人権相談が実施されており、それら相談機関のネットワーク化も図られていることから、そのネットワークの活用により、専門機関並びに相談機関相互の連携・協働を図り、相談体制の整備に努めていきます。

3 相談を通じた人権侵害等の実態把握と人権施策の効果的な推進

人権相談は、相談事例を通じた人権侵害の実態の把握、相談に対する解決方策を蓄積する機能を有しており、さまざまな相談機関からの相談事例の集約が重要です。

また、相談事例の集約を通じて、人権問題に関する実情や課題を的確に把握し、相談に関するノウハウを蓄積し、より効果的な人権相談の実施に結びつけていくとともに、今後の施策上の課題を明らかにし、人権施策を効果的に推進します。

教 育

「2000年実態等調査」からみた現状と課題

・同和奨学金制度がなかった場合、高校生や短大・大学生の子どもをもつ制度利用者の6割以上の親が、進路へ何らかの影響があったとしており、特に、年収が低中所得階層の場合には、経済状況が進学に対する抑止力として強く働く傾向にあります。また制度を知らなかったために奨学金を受給しなかった人が存在することから、今後は一般施策の充実と制度の周知徹底を図る必要があります。

・高学歴化の進行はみられるものの、大学進学率は、一般地域となお相当の開きがあります。

・高校以上の進学者の中退問題も深刻な状況にあり、しかも、中退に際して、半数近い人が、誰にも相談せず、自分の判断だけで中退しています。このため、今後は、進路決定に関する相談や中退後の新たな進路についての相談・支援が課題となっています。

・同和地区におけるパソコンの普及率・インターネットの利用率は、全国平均と比べ大きな格差がみられますが、情報活用能力の格差が、再び社会的、経済的格差の拡大につながる恐れがあるため、そのための対策を講じる必要があります。

1 教育の機会均等の確保、進路の保障

(1) 進路選択の支援

子どもたちが安心して進学できるよう、大阪府育英会奨学金制度等の有効活用を図るため、進路選択支援連絡会議を軸に、中学校をはじめ関係機関が密接な連携を図りながら、併せて各種奨学金制度を十分活用できるよう周知徹底に努めます。

さらに、高校生や大学生の進学・就学については、経済的な理由等により進学を断念したり退学とならないよう、家庭や地域の協力を得ながら、各進路等相談窓口を中心にきめ細かな相談・助言体制の整備に取り組むとともに、個々の具体例等からそれぞれの課題や問題点を把握し、関係機関がその情報を共有できるようケース会議へ繋げていくなど支援の充実に努めます。

(2) 進路指導体制の整備と職業観の育成

中学校卒業時の進路未決定や高等学校等に進学後の中途退学が、大きな教育課題のひとつであることを踏まえ、進路指導にあたっては、子どもたちが将来の生き方を積極的に考え、目的意識をもって自己実現を図っていくことができる能力や態度を身につけられるよう指導・支援していくことが大切です。

そのため、子どもたちに正しい労働観・職業観を育て、それぞれの能力・適性を十分活かせるよう、組織的・継続的な進路指導に努めます。

小学校においては、子どもたちが自らの生き方について、夢や希望を育むことができるよう取組むとともに、中学校においては、特に職業についての基礎的な知識と技能を身につけさせ、労働を重んずる気持ちや態度を育成し、また、将来の進路を適切に選択する能力を養うため、上級学校や職業に関する情報の提供、体験入学・職業体験等をとおして考える機会を設けるなど計画的・組織的な指導を行います。

進路未決定や中途退学の防止に向けては、進路相談を充実するとともに、子どもたちの希望や適性に即し、学校と公共職業安定所を含む関係機関との連携に努めます。

このような進路指導を、より効果的なものとするため、系統的な進路指導計画を作成し、進路相談窓口を設けるなど全教職員による進路指導体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。

2 確かな学力の向上

(1) 「生きる力」の育成

今日の社会は、国際化・高度情報化や少子・高齢化の進展、科学技術の発展、経済構造の変革や経済情勢の悪化等、大きく変化しています。また、人びとの倫理観や価値観が多様化する中、家庭・地域社会の教育力の低下も懸念されています。このような社会状況のもとで、青少年非行の増加や低年齢化等、青少年の抱えるさまざまな教育上の課題にも直面しています。「人権と共生の世紀」と言われる今、同和教育の理念をもとにした人権教育や、地域での青少年健全育成の活動など多様な取組みの成果や教訓に学びながら、新たな時代を切り拓く力を育む教育を推進することが一層重要になっています。

学校園においては、すべての子どもたちが安心して学習（生活）することができる安全な環境を確保し、全教育活動の中で、豊かな情操と学力、高い公德心、健全な身体を培い、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力、すなわち「生きる力」の育成を一層推進します。

そのためには、基礎的・基本的な教育内容の確実な定着を図るとともに、

子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、生き生きと活動できる授業の創造が重要です。とりわけ、「ゆとり」の中で「生きる力」を育むために、教育内容の精査、指導方法の改善に努め、基礎・基本の定着をめざし、自ら学び自ら考える力など、「確かな学力」の向上に努めます。

(2) 学ぶ姿勢の定着と自学自習力の育成

小学校入学時から学校生活や学習活動にスムーズに入っていくことができるよう、小学校入学前から小学校生活に慣れ親しむための体験入学や、幼稚園や保育所と小学校が交流を深めるなど、学ぶ姿勢の定着に向けての取組みを推進します。保護者に対しては、小学校生活に対する不安を解消し入学準備のための協力が得られるよう、情報の提供に努めます。

また、すべての子どもたちに「確かな学力」を身につけさせることができるよう、家庭における自主学習の習慣を確立するとともに、家庭や地域における体験活動をとおして、幅広い学びに取組みます。その際、自学自習力が十分に身につけていない子どもに対しては、家庭実態等を踏まえた取組みの推進に努めます。

併せて、学校、家庭、地域の連携のもと、子育て支援に努め、家庭及び地域の総合的な教育力の向上を図ります。

(3) さまざまな教育課題に応じた教職員の配置

これまで同和問題をはじめ、さまざまな教育課題の解決を図る観点から、国・大阪府の制度の活用を行ってきました。

今後は、すべての子どもたちの教育課題の把握に努め、基礎学力の向上を図るため、少人数授業などきめ細かな学習指導対応や、特別な配慮が必要な子どもへの学習指導、生徒指導及び進路指導への対応を図るなど、さまざまな教育課題を有する学校や子どもたちの実態を踏まえた教職員が配置されるよう国・大阪府の制度を最大限活用します。

3 人権教育の一環としての同和教育の推進

(1) 人権教育プログラム・教材の開発

各学校園において、「八尾市人権教育のための国連10年行動計画」及び「八尾市教育重点目標」に基づき、幼稚園、小学校低学年、小学校高学年、中学校の連続性や系統性に留意しながら、同和問題、子どもの人権、男女平等、障害者、在日外国人等のさまざまな人権問題についての体系的学習を推進します。

その際、同和問題については、これまでに積み上げてきた成果や手法を踏まえつつ、差別や偏見の不合理性及び差別の原因を正しくとらえるとと

もに、差別解消への将来展望と豊かな人権感覚をもって行動する能力を育成していくための教材の作成や指導方法の深化・充実をめざして、さらなる創意工夫を進める必要があります。

また、このような人権教育を効果的に進めるため、幼少期から生命の尊さや人の人たる道に気づかせ、豊かな情操や思いやりを育み、お互いを大切にできる態度と人格の育成をめざす人権基礎教育を進めていくことが重要です。

教材の開発にあたっては、子どもの発達段階に応じた参加体験型の学習を重視し、自ら気づき、態度・行動に結びつくようなスキルの習得をはじめ、部落差別をはじめ人権問題は解決可能であるという具体的展望を示すとともに、困難な問題に直面しても必ず乗り越えていける自信、いわゆる自尊感情を高め、主体的に判断する力を身につける、エンパワーメントの支援につながる手法や内容を検討します。なお、地域の人びとの願いや思いが反映できるよう工夫する必要があります。

また教育委員会においては、人権教育実践事例集等を提供し、各学校園での人権教育の取組みの支援に努めます。

(2) 教職員の人権感覚の向上

子どもの指導にあたる教職員が今日的教育課題について把握するとともに、その人権感覚の練磨と指導力の向上を図り、また、体罰、セクハラなど学校内で生じうる現象を防ぐなど、子どもの人権を守るために、「2000年実態等調査」結果や、さまざまな教材を活用するなど、これまでの同和教育の経験と成果を活かしつつ、同和問題解決の視点に立った研修内容の充実を図ります。併せて、多様な手法を用いた参加体験型研修を取り入れるなど、研修成果が日常の指導実践に直結するよう工夫を凝らす必要があります。

また、保護者・地域の人びととの交流を深めるとともに、PTA組織の活性化などを推進するための研修に努めます。

(3) 推進体制の充実・強化

各学校園においては、一人ひとりの子どもを大切に、人権尊重を基礎にすえた学校園運営を行うとともに、すべての学校園で、人権教育の一環としての同和教育を推進することが重要です。

これまでの同和教育の経験や成果を活かし、同和問題、子どもの人権、男女平等、障害者、在日外国人等の課題別担当者の明確化など、学校園全体で推進する体制を確立するとともに、各学校において教育課題の解決に資する具体的な指導計画となる人権学習指導計画に基づき、人権学習を推

進めます。また、人権教育副読本「にんげん」や「わたしたちの八尾市」等の副読本の活用に努めます。

また、学校園が家庭・地域との連携をもとに、同和問題などさまざまな人権問題の解決のために取組む視点に立って学校園運営を進めます。

さらに、知識習得型の指導方法に加え、フィールドワークや地域の人びととの交流など体験を重視し学習意欲を高める指導方法について研究・開発します。そのため、人権教育推進モデル校園等を指定し、実践的、先進的な研究を行うとともに、その研究成果をすべての学校園に還元し、活用していきます。また、教育効果の点検・評価を行う必要があります。

(4) 差別事象等への対応

各学校園においては、人権教育のさらなる推進を図ることにより、子どもの豊かな人権感覚と差別を許さない態度を育み、部落差別をはじめとするあらゆる差別事象を起こさない環境の醸成に努めます。

また、差別等を受けながら誰にも相談できないというケースもあることから、差別や人権侵害の発見・予防のため、教育相談体制の一層の充実、周知を図るとともに、差別事象等が生起した際には、差別等を受けた子どもの人権を擁護することを基本とし、機を逸することなく必要な措置を講じるとともに、背景・要因をはじめ事実関係を的確に分析し、教育委員会と速やかに連絡をとりながら、関係機関等とも連携し、当事者への適切な対応を図り、その教育課題の解決に努めます。

さらに、学校がこのような対応を適切に行えるように、大阪府教育委員会が作成した事例集を活用します。この事例集は、生起した人権侵害事象の背景や要因を多角的に分析し、得られた課題や取組みの成果、事象に対応するためのシステム作りなどを盛り込んでいます。これを、全教職員に配布し、教職員研修等での活用を図ることにより、教職員一人ひとりが教育課題を見極め、事象に対する予防・発見・相談・指導など適切な対応がとれる体制づくりに努めます。

近年、インターネットを利用した新たな人権侵害事象も生起しており、各学校園においてはこのような状況を踏まえ、人権尊重の視点にたつて子どもの情報モラルや情報に対する責任感を育成し、情報活用能力の向上を図ります。

4 家庭教育、子育て支援の促進

子育てに対する不安や、子どもとの接し方が分からない等の悩みを抱えている保護者が増えている状況を踏まえ、学校・家庭・地域社会が協働して子育てを支える環境を構築するため家庭教育学級を円滑に運営し、学習機会の

提供や子育てのためのネットワークづくりに向けた支援に努めます。

5 学習活動や自主的活動の充実への支援

(1) 地域における同和問題学習等の促進

同和問題解決のための取組みは、学校はもとより社会のあらゆる場面で行われる必要があります。同和問題をはじめ幅広い人権問題の解決に向けた学習は、保護者などへの学習機会の提供や学生等による地域内外との交流を積極的に促進するなど、自立促進のための学習機会の充実を図ることが重要です。

(2) 指導者の育成

豊かな人権感覚と知識に基づき同和問題をはじめ幅広い人権問題に対する施策を実施できるよう、「2000年実態等調査」結果等も踏まえ人権研修の充実を図ります。また、社会教育関係団体・NPO等が人権の視点を踏まえた活動や人権問題の解決のための学習活動に取組めるよう指導者の育成に努めます。

(3) 教材、学習プログラム等の開発・提供

市民が日常生活において人権尊重と差別を許さない態度や行動を身につけるための幅広い人権に関する学習に活用できる教材や、人権問題の解決のための活動につながる参加体験型学習プログラムの提供や資料の充実に努めます。

(4) 生涯学習の推進

生涯学習は豊かな生活を創造し、一人ひとりの自己実現につなげる基本的な要素と言えます。市民がいつでも、どこでも、だれでも学習できることが必要です。生涯学習を推進するにあたっては、生涯学習情報の提供や生涯学習センター・コミュニティセンター等で幅広い人権に関する学習機会を拡大するため関係部局との連携を深めながら、取組みを進めます。

(5) 識字学級の充実

「2000年実態等調査」における非識字率は、1990年調査と比べると改善はしているものの、「読む」ことで10.3%、「書く」ことで14.3%と依然として高い数値を示しています。

そのため、識字学級の充実をめざし、学習者のニーズを的確に把握するとともに、関係機関と連携を図り、円滑な学級運営に努め、周辺地域の住民を視野に入れた学習機会の充実に努めます。

(6) 若年者の進路支援

昨今の若年者を取り巻く環境は、フリーターと呼ばれる定職に就けない若年者が全国で400万人を超えるなど、非常に厳しい状況にあります。

また、高校等での中退者の数も急増しているなかで、若年者の進路支援及び進路相談体制の整備も重要な課題であり、とりわけ同和地区においては、高校中退率が高く、大学進学率においても一般地域となお相当の開きがみられることから、中退者への対応や大学進学率の向上に向けての取り組みも必要となります。

さらに、前述の就職に関わって若年者の進路選択にあたっては、進路選択支援事業と地域就労支援事業との有機的・効果的な連携方法を検討していく必要があります。

(7) 情報活用能力の向上

本市では人権ふれあいセンターや青少年会館等において、情報通信技術講習会や各種のパソコン教室、パソコン講座等を開催し、同和地区住民等がパソコンに親しむ機会や場の提供、スキルアップなどに努めてきたところですが、「2000年実態等調査」結果を踏まえ、今後とも地区住民等の情報活用能力の向上に努めます。

(8) 青少年会館の活用

学校週5日制の完全実施の中、青少年会館では、1998(平成10)年の「同和地区青少年会館のあり方」検討会報告に示されている4つの柱である「子育て支援・青少年の自立と健全育成支援」、「生涯学習の支援」、「青少年・保護者の悩みに応える」及び「人権教育・情報の発信」に留意し、人権教育を推進する観点から、青少年が抱えるさまざまな課題の解決を図っていくことが重要です。そのため、青少年会館としては、国・大阪府の一般施策(大阪府地域青少年社会教育総合事業費補助金等)をより一層積極的に導入し、青少年活動の拠点としての新しい青少年会館のあり方を検討する必要があります。

とりわけ、子ども・市民のニーズに即した教室・講座事業等をとおして、子どもたちが自主的に学び、また、地区内外との交流を積極的に促進できるよう事業展開の創意・工夫に努めます。そして、就学前の子どもがいる保護者への家庭教育支援にも努めます。

また、青少年会館運営委員会における助言等を踏まえ、地域活動の活性化を促進するため、「地域教育協議会」とも連携しながら生涯学習施設としての役割を果たしていきます。

生活福祉

「2000年実態等調査」からみた現状と課題

・同和地区では、高齢者の単身世帯や高齢夫婦世帯、母子・父子世帯、及び外国籍住民の割合が高く、若年層が同和地区から流出し、高齢者世帯、母子世帯、障害者や低所得層など社会的課題を有する人びとの転入の割合が高い状況にあります。これらの人びとが、保健・福祉サービスを受ける際に困ったことは、「どこに相談していいのかわからなかった」「何をしてくれるのかわからなかった」「どこまで応援してくれるのかわからなかった」が多かったことから、今後は、制度やサービス内容の周知・徹底や総合的な相談体制の整備・充実が必要です。

・同和地区の生活保護率は市全体と比較して依然として高い状況にあり、被保護世帯の就労の促進を図る必要があります。

・公的年金未加入者が社会問題化しており、生活実態調査結果によると同和地区においては、公的年金未加入者が3割近くあり、これらの人びとに対する相談体制の整備を図るなどの対応策を講じる必要があります。

1 人権ふれあいセンターの役割

人権ふれあいセンターは、同和地区及び周辺地域に対する、福祉の向上のための施設として、また、人権啓発のための交流拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとして、人権啓発事業、自立支援のための相談事業、教養・文化活動などに取り組んできました。

今後も、「本市同対協意見具申（平成13年）」に示されている地区施設のあり方を具現できるように、同和地区及び周辺地域に対する、福祉の向上や人権啓発のための交流の拠点としての役割を担う施設として運営にあたります。

地域課題を抽出し、自立支援を図るために重要な役割を果たす相談事業については、「2 相談体制の整備」でも詳述しますが、周辺地域も対象に含め、生活相談や職業相談などを関係機関との連携を図りつつ実施します。

また、講座等の開催により生涯学習事業を推進するとともに、市民交流を図ります。さらに、同和問題等に関する取組みで蓄積してきたノウハウを活かし、人権問題の解決を推進する拠点施設として地区福祉委員会との連携のもと、人権尊重の「コミュニティづくり」を図る役割を担います。

2 相談体制の整備

「2000年実態等調査」結果からみられる課題の解決のためには行政上の支援施策の周知・徹底を図るとともに、要支援者の生活課題を、総合的な相談活動を通じて、発見・対応し、予防していくことが重要です。

福祉サービスが、「措置制度」から「自らの責任による選択・決定の制度」へ移行していく中で、法期限後は一般施策を活用して同和問題の解決を図るという観点からも、さまざまな保健・福祉サービスを同和地区住民に定着させていくことが必要です。今後、住民自らが保健・福祉サービスを十分に活用していくための総合的な取組みを行います。

(1) 総合生活相談事業

人権ふれあいセンターにおいて総合生活相談を実施し、保健・福祉サービスを住民自らが十分に活用できるよう、きめ細かな情報提供を行います。アウトリーチ活動等により支援が必要な人の発見に努めるとともに、総合的な相談窓口の整備、継続的なフォローアップなどの実施に努めます。

また、地域の課題やニーズ等を的確に把握するため、NPO等との協働による当事者の視点に立った相談が行えるように、ネットワークの強化を図ります。

(2) 総合生活相談事業と各種相談事業・機関との連携

総合生活相談事業では、一人で複数の生活課題を抱える要支援者に対し、コーディネート機能を発揮していくことが求められることから、各種の専門的支援事業や関係機関と連携を図り、課題の解決を図っていく必要があります。

具体的には 地域就労支援事業や人権相談事業、進路選択支援事業などの専門的支援事業、 行政機関、学校・社会教育施設、民間サービス機関、NPO等の各種機関・団体、 地域子育て支援センター、障害者生活支援センター、在宅介護支援センターなどの対象者別相談事業実施機関、 老人福祉センター、診療所などの地区施設などと連携を強化していく必要があります。

このため本事業の実施にあたっては、継続的相談援助事業を活用して、地域での相談ネットワークの拡充をより一層進めます。

また、相談者一人ひとりの課題に適切に対応するため、これまでの在宅ケアケース会議については、本事業の保健・医療・福祉分野の専門的支援等を行うための「在宅保健医療福祉サービス調整会議（在宅ケアサービス調整会議）」として位置づけ、推進を図ります。

3 地域福祉

(1) 地域福祉の推進

少子高齢社会の到来、近年の深刻な経済不況などから、高齢者、障害者など、生活上の支援を必要とする人びとは一層厳しい状況におかれています。また、虐待、引きこもり、ドメスティック・バイオレンス、ホームレス問題など、新たな社会的課題も顕在化してきています。

一方、核家族化や都市化の進展に伴い、地域での住民相互の社会的つながりが希薄化しつつあるともいわれています。

特に、西郡・安中の両地域においては、高齢者、障害者、ひとり親家庭の人が多く、住民の移動性も高い状況にあり、地域住民相互の見守りや連携、行政等の関係機関との協働による地域での支えあいの仕組みづくりが必要です。

先に大阪府が実施した住民参加型モデル事業でも、地域としての「ニーズ把握」「地域福祉推進体制づくり」「地域活動事例」について議論され、高齢者、障害者、子ども等の分野別に課題、対応策等に関する意見が述べられています。

本市では、住民主体、利用者主体、ネットワーク化と協働を原則として、「地域福祉計画」をはじめ「健康日本21八尾計画」「障害者基本計画」「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「児童育成計画」など、保健・福祉関係計画を策定しており、今後、これらの計画に基づいた施策の推進を図っていく上で、教育、生涯学習と一体となった人権啓発、福祉教育、福祉意識の高揚の実践により、住民の主体的な取組みを促進し、地域のさまざまな人や施設、組織などが「支援」をキーワードに地域でのネットワークを形成していくことを第一歩として取り組んでいきます。

(2) 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、「地域福祉を推進する中心的団体」として位置づけられており、地区福祉委員会の組織化及び活動の充実、当事者の組織化、さらにボランティア活動の促進、福祉サービスの提供など、行政と連携しながら地域福祉を推進する上で重要な役割を果たしています。

今後、公の施策だけでは十分にまかないきれない部分について、自立した民の中核として地域福祉の推進に取り組むこととなる同協議会と行政との役割分担を明確にするとともに、さらに連携を深めて協働して地域福祉の推進を図っていく必要があり、「地域福祉計画」の具体的な推進を図る「地域福祉活動計画」の実現に向け、社会福祉協議会の活動を支援するとともに、組織体制の強化や同和問題をはじめとしたさまざまな人権課題への取組み等、その機能を十分に発揮できるよう連携をさらに深めます。

(3) 福祉のまちづくり

保健・医療・福祉さらには教育、住宅、産業、文化、交通、情報など住民の生活関連分野が連携して、当事者の視点、福祉の観点からまちづくりを総合的に推進していくことが必要とされています。

すべての住民がお互いの人権を自分のものとしてとらえ、尊重していくことのできる取組みを充実させ、差別や偏見のない「共に生きる社会」をめざし、福祉意識の醸成と高揚を図りつつ、「誰もが安心して暮らせるまち」「誰もが出歩くのが楽しくなるまち」「必要な情報を手に入れやすいまち」という住み続けたいまち・八尾の実現に向け、人にやさしいまちづくりの推進に努めます。

4 生活基盤の安定

(1) 生活保護世帯への支援

「2000年実態等調査」結果によると、高齢者、傷病者、母子世帯等においては、低所得層が多く、生活保護を受けている割合が高い状況にあります。このような状況を受け、被保護者の自立促進に取り組んできました。

今後は、生活保護率の高い地域を中心に生活保護からの脱却を促進するため、大阪府の「生活保護受給者自立促進支援事業」を受けて、地域における自立促進のためのケース検討会を効果的に行います。また、働ける能力がありながら働いていない被保護者に対して、職場適応のための訓練等を行い、勤労意欲を高めるなどにより、被保護者の自立を促進することを目的とした「勤労意欲助長事業」を実施します。

(2) 年金制度について

年金制度は、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、社会保障の根幹をなす重要なものとなっています。

しかし、「2000年実態等調査」結果にみられるように、経済的理由等による公的年金未加入率が、前回調査時よりも高くなっているなど、未加入者対策が今後の課題となっています。

従って、年金制度や保険料の免除制度のPRに努めるとともに、保険料の納付、年金受給資格等の相談窓口の充実を、社会保険事務所との協力・連携のもと図っていきます。

また、制度発足時から1981（昭和56）年までの間、適用対象外であった在日外国人の高齢者については、年金を受給できないこととなっています。そして任意加入期間であった被用者年金加入者の配偶者や学生が、未加入期間中に障害を受けた場合は、障害年金が支給されないことになっています。これらの「無年金者」に対する救済措置を講じるよう、府市長

会や国民年金協議会を通じて、国に働きかけます。

5 健康福祉施策の推進と地域資源の活用

(1) 高齢者施策の推進

介護保険制度の定着に向けた取組み

2000（平成12）年4月より介護保険制度が開始されてからほぼ4年が経過し、全体的に要介護認定者数も伸びています。

これまで八尾市では、広報等を積極的に行い、介護保険課の窓口をはじめ、ホームページ、在宅介護支援センター、コミュニティFM放送、さらには、医療機関、居宅介護支援事業者や介護サービス提供事業者の協力のもと、さまざまな媒体や機会を通じて介護保険に関する情報提供を積極的に行ってきたことにより、介護保険制度に対する理解は深まってきました。しかし、現在、サービスを利用していない高齢者等において、制度が十分に理解されていない状況にあります。

そのため、介護保険制度をはじめとした保健、福祉サービスの円滑な利用を図るため、今後とも在宅介護支援センターを中心として、人権ふれあいセンターとの連携や関係機関等の協力のもと、地域に根ざした活動を通じた制度周知により、制度の理解と利用の促進を図ります。

介護予防を図るための福祉サービスの推進、生きがいづくり等

高齢者が住み慣れた地域社会で、健康でいきいきと自立した生活を送ることができるよう支援することが、ますます重要な課題となっています。

そのため、在宅介護支援センターを拠点に転倒骨折予防教室や家族介護者教室などを実施することにより日常生活の介護予防の充実を図るとともに、生きがいをもって自宅で暮らし続けるために、配食サービスや生きがい活動支援通所事業などの事業を推進し、高齢者自身が地域社会と接点を持ち、趣味や各種講座などの生涯学習やボランティア活動等、地域での社会参加を促進していきます。

さらに、ひとり暮らしの高齢者の孤独死や引きこもり、不安等を解消し、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、近所づきあいや日常生活での声かけなど、地域住民や民生委員、高齢クラブなどの組織を活用した地域での支えあう仕組みづくりや、保健・医療・福祉の関係機関等との連携を図り、高齢者が安心した生活ができる環境づくりを支援していきます。

(2) 障害者施策の推進

地域における自立支援

「措置制度」から「利用者の選択」による支援費制度の在宅サービスの

充実を図ります。障害者が住み慣れた地域において生活を継続できるように、ホームヘルパー事業、ガイドヘルパー事業、デイサービス事業、ショートステイ事業等のそれぞれのサービスを組み合わせ在宅障害者の生活支援を行います。

また、「入所から在宅へ」の流れの中で地域での生活のひとつとして、グループホームの推進を図ります。

各障害者の悩みや生活相談については各障害別の生活支援センターで行っており、ピアカウンセラーの配置により障害者の立場に立った相談を実施します。

在宅障害者の自立と社会参加の促進を図るため、八尾市全体の障害者の拠点施設である八尾市立障害者総合福祉センターでの障害者の社会促進事業を活用した、障害者のニーズに合った事業展開を行っていきます。

生活環境の整備

安心安全なまちづくりとしては、住宅環境のバリアフリー整備、公共施設のバリアフリー整備、防災に関する取組みがあり、障害者が住み慣れた地域で生活ができるように、在宅支援サービスの充実を図ります。

(3) 子育て施策の推進

子育てを取り巻く環境は厳しく、子育て中の保護者の多くは、子育てに不安や悩みを抱えています。さらには、子育て家庭の孤立化や児童虐待といった状況もあることから、子育て家庭が抱える負担感の軽減を図るため、家庭の子育て力を高める取組みや子育て支援策の充実などを推進する必要があります。

そのために本市では、2002（平成14）年3月に策定した「八尾市乳幼児すこやかプラン」に基づいて、子どものすこやかな成長をめざし、子育て支援施策の展開を図ります。

母子家庭への自立支援

母子家庭は、経済的に厳しい状況にあることが多く、就労に対するニーズが高いため、雇用・就労の支援に取り組む必要があります。

そのためには、さまざまな支援策の情報提供に努めるとともに、関係機関との連携の強化を図り、国や大阪府の施策も積極的に活用して就労自立支援の推進に努めます。

また、多様な保育サービスの推進やファミリー・サポート・センター事業の充実に努め、母子家庭における仕事と子育ての両立が図られるよう努めます。

子育て支援

ア 子育てに関する相談・情報提供機能の充実

子育てに関する不安や悩みをもつ子育て中の家庭にとって、その悩みを相談し、解決することは大きな問題です。子育てに関する相談は、専門的であるため、その体制整備と充実が求められます。

そのため、子育て総合支援ネットワークセンターの機能強化を図り、関係機関との連携・協力体制の充実に努めます。

また、子育てについての相談や情報提供などを行う既存の地域子育て支援センター事業を充実させるとともに、市内の保育所においても子育て支援センター的な機能を発揮するよう取組み、身近な子育て相談窓口として保育所の機能充実等を図っていきます。

イ 地域における子育て支援の充実

近年、地域のつながりが希薄になり、従来のように地域社会が子育てを家庭を支えるといった機能も低下し、その結果、地域社会において孤立化する子育て家庭が発生しています。

そのため、市では、子育てに関する相談や支援制度などの情報提供を積極的に行うとともに、地域における従来の「地域における見守り機能」の強化を図るための検討を行います。

さらに、子育ての負担感や不安感が増大している中、地域における多様な機関や住民が参加・連携・協働し、相談や情報提供、子育ての援助活動などの支援を行う仕組みづくりに努めます。

また、子育て家庭同士が交流する機会や場を設けることなどにより、親の仲間づくりへの支援が求められ、子育て総合支援ネットワークセンターでの「つどいの広場」の開催や、子育てサークル活動への支援の充実などを推進していきます。

地域での子育て力を高めていくため、各保育所が地域での子育て支援の拠点となるように検討を進めるとともに、地域での子育て支援ネットワークの構築に向けた検討も行います。

また、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が会員として組織化した「ファミリー・サポート・センター」の活動を充実させ、より一層地域での子育て支援機能の向上を図ります。

さらに、大阪府等の施策を踏まえ、地域における子育て支援の充実を検討していきます。

児童虐待は、児童に対する人権の侵害であり、子どもがすこやかに育つ上で重大な問題であるため、保育所・学校・医療機関等の施設では早期発見と適切な保護の確保に努めるとともに、既存の八尾地区児

童虐待連絡会議の活性化を図り、民生・児童委員や子ども虐待防止アドバイザー及び地域住民等との連携・協働を強化し、地域ぐるみで虐待防止に向けた取組みを進め、併せて、きめ細やかな見守り、相談援助の仕組みづくりについて検討します。

また、障害児や難病を抱える子どもについては、地域で社会の一員として、自分らしく主体的に生きる力を高めることができるよう、福祉、保健・医療、教育等の各専門機関が連携しながら、すべての子どもが共に育つことができるための地域の療育体制や在宅福祉サービスの充実に取組み、地域で共に育つ環境づくりを推進します。

ウ 保育内容の充実

乳幼児期に人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることはその後の成長にとって極めて重要で、このため、同和地区にある保育所では、障害児保育や人権を大切にすることを育てる保育などのように広がりを見せ、すべての子どもが自己に誇りを持ち、お互いの人格を尊重しあえる豊かな関係を育み、一人ひとりの持てる力や個性を伸ばすなど「生きる力」の基礎を培うことができるように同和保育を行ってきたところです。

また、1994(平成6)年の「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)の批准に伴い、これまで以上に一人ひとりの子どもの個性が尊重され、豊かな人間性が育まれ、適性にあった能力が発揮できるような保育の実践が求められてきたところです。

一方、両地区内の保育所には、中国、ベトナム等の外国人児童が多く通所し、言葉や文化の違いを互いに認め合い尊重する多文化共生の理念に基づく保育が求められています。

このため、2002(平成14)年3月に、「子どもの人権を尊重し、人間らしい豊かな心を育む」ことを計画の基本的な視点とする「八尾市乳幼児すこやかプラン」を策定したところです。

今後は、同プランに基づき、相談支援体制の充実、子どもと子育てにかかる情報提供、人権教育・啓発、幼児教育の推進に取り組むなど、保育内容の充実に努めます。

これからの保育は、子育て、子育てにおけるさまざまな困難や課題について、同和地区においてどのように現れているのか、日々の保育活動を通じて把握に努め、一人ひとりの子どもや保護者の自立と自己実現に向けて人権保育という観点で推進します。

また、就学前後の保育・教育の円滑な連携を図るため、学校、青少年会館などの地域内教育機関とのネットワークを活かし、交流や情報

交換に努めるとともに、保育に携わる保育士の資質の向上を図るため、多様な研究・研修機関を活用しつつ、人権を大切にすることを育てる保育の推進に努めます。

(4) 健康づくり施策の推進

健康づくりは一人ひとりに直接関わる課題であり、それぞれの健康観を踏まえた住民主体の健康づくりが重要です。

そのためには、自分自身の身体の正しい状態を知ることや健康的な生活習慣を積極的に取り入れて、生活習慣病等の発生の予防や健診を受けて健康チェックするなど、早期発見・治療に主体的に取り組めるよう環境整備を図って行くことが重要です。

今後とも地域に身近な保健活動の一層の充実を図るとともに、とりわけこころの健康といった新たな健康課題に対する健康教育等の実施やさまざまな健康課題解決のための関係機関との連携に努めます。

また、健康指標の向上に向けて、基本健康診査やがん検診の受診率アップのため、地区内医療機関を中心とした「かかりつけ医」の普及・啓発、さらには、40歳に到達した人を対象に、健康手帳や各種健診への受診勧奨通知を個別送付するなど、受診勧奨にも努めます。

(5) 地区施設の有効活用

老人福祉センター

老人福祉センターを高齢者の各種相談や健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動などをとおして、地域の仲間づくりと健康増進、教養の向上の拠点として位置づけ、いわゆる元気高齢者の活動支援に努めます。

診療所

安中診療所・八尾北医療センターは設立以来、地域の医療水準の向上や住民の健康状態の改善に大きな役割を果たしてきました。

今後は、これまでの成果を踏まえ、安心できる質の高い医療サービスの提供をはじめ、地域における関連施設等との連携や医療・福祉に関する相談、情報提供等、これまで以上に地域住民の生活を支え続けるための地域医療の充実を促進していくことが重要です。

また、八尾北医療センターにおいては、経営の自立化が求められており、その取り組みを強化しながら安定的な経営基盤の確立を図ることが緊急の課題です。

保育所

同和地区の乳幼児の成長・発達を図るために同和地区の保育所が設置され、乳幼児の育児環境の改善が図られてきました。今後は、さらに子どもの最善の利益を考慮し、子どもが権利の主体として尊重される人権保育を推進するとともに、保育所をひとつの拠点として、地域交流活動や園庭開放事業、子育て支援センター事業などの子育て支援施策を活用し、地域や関係機関とも連携しながら、子育て家庭の支援に努めます。

共同浴場

大阪府及び大阪府市長会等による「公共浴場のあり方研究会」の検討結果に基づき、地域のニーズ、入浴機能の確保、共同浴場の経営実態を踏まえ、地域社会全体の理解と協力が得られる方向を検討していきます。

6 権利擁護

(1) 第三者評価システム

第三者による客観的な評価を行うことは、情報公開とともに、活動や事業内容、サービス内容について、質の向上を図るための重要な仕組みです。福祉サービスの提供にあたっては、利用者の権利擁護の仕組みのひとつとして大変重要なものとなります。

大阪府において「福祉サービスの第三者評価に関する調査検討会」からの報告がとりまとめられ、今後、取組みが進められていきますが、本市としても住民の権利擁護の一環として、第三者評価の仕組みづくりについて検討を進めていく必要があります。

(2) 地域福祉権利擁護事業の推進

現在、痴呆性高齢者、知的障害者などで判断能力が不十分な人の権利を擁護し、福祉サービスが円滑に利用できるよう、財産管理や福祉サービスの利用援助を行う「地域福祉権利擁護事業」を社会福祉協議会が実施していますが、今後とも、事業の周知、充実、円滑な運営が図れるよう支援を行っていきます。

(3) 苦情解決制度の促進

安心して福祉サービスを適切に利用していくためには、問題がある部分、改良すべきところを明確にし、的確に対応していくことが必要で、福祉サービスに関する苦情や不満、要望を受け入れ、解決を図っていくための苦情解決制度の充実が求められています。

現在、社会福祉法に基づき苦情処理体制の整備を図っていますが、窓口

相談機能の充実を含め、適切な苦情処理体制の整備に努めていく必要があります。

労働

「2000年実態等調査」からみた現状と課題

・両地区とも、雇用状態における常用雇用の割合では、前回（1990年）調査と比較して、年齢が若いほどその割合が高くなる安定就労の傾向はみられなくなっています。

・失業率は、男女とも八尾市平均を上回っており、若年層及び40歳代の男性の失業率が高く、勤続期間が短い者及び従業員規模の少ないところで働く者の率が高く、同和地区住民の雇用環境は依然として厳しいものがあります。

・母子世帯においては就労あっせんに対するニーズが高く、母子世帯をはじめとする就労困難者等の雇用・就労に対する支援が課題となっています。

1 雇用施策の総合的な推進

(1) 地域就労支援事業の展開

「八尾市地域就労支援基本計画」に基づき、地域の関係団体・機関などと連携しつつ、既存の各種施策・事業やさまざまな地域資源・施設などを活用することによって、就労困難者等の就労阻害要因の解消・克服に向けた取組みを推進します。

(2) 産業施策と連携した雇用・就業機会の創出

中小企業が集積する本市においては、八尾市中小企業地域経済振興基本条例のもと、産業集積の基盤強化、高度化推進、ネットワーク強化、生活と産業が共存し高め合うまちづくり推進のための施策を展開し、生活圏の中に働く場を産み出す努力を行っているところであり、今後は、より地域と密着した産業施策の展開を図ります。

(3) 公正な採用選考の徹底と企業啓発の推進

「公正採用選考人権啓発推進員」制度の確立

推進員を置いていない企業に対する設置勧奨や推進員研修の内容について、公共職業安定所と連携して制度の充実・強化を図るための情報を提供するとともに、推進員に対して従業員の研修を積極的に行う啓発機会の情報提供を図ります。

就職差別撤廃月間事業の促進

人権の視点から「就職」をとらえ、すべての応募者の基本的人権を守る

「公正採用」を推進するとともに、それを阻害する「就職差別の撤廃」をめざすことを目的として、企業の就職に対する意識が高い6月を推進月間と位置づけ、行政機関、人権啓発団体等が参加し、効果的な啓発活動を行うことができるよう協力していきます。

「八尾市企業人権協議会」機能の充実

「八尾市企業人権協議会」は、企業の立場から自主的に各種啓発活動に取組み、企業における人権意識の高揚に寄与してきました。今後、大阪府、関係機関などと連携しながら、企業における人権意識を高めるため、八尾市企業人権協議会が行う企業啓発並びに会員組織の拡大を支援します。

また、地域との連携を図り、より一層の公正な採用選考と雇用の促進に努めます。

ILO第111号条約の早期批准に向けた取組み

応募者本人の適性と能力に基づかない、不合理な採用選考等、就職に関係するすべての差別事象の発生を防止し、企業の採用時に公正な選考を求めていくため、労働関係法の整備とともに、ILO第111号条約の早期批准を、大阪府を通じて国に対して要望します。

(4) 就労困難者等に対する雇用・就労対策の推進

就労困難者等については、雇用対策法や職業安定法の趣旨を踏まえ、公共職業安定所や関係機関との連携を図りながら、次のような支援を行っていきます。

障害者の雇用・就労の支援

障害者にとって働くこと、就労に向けて励むことは、自立に向けたひとつの手段であり、社会参加を通じた自己実現につながります。このため、障害の特性に配慮した雇用の場の確保や就労前支援や職場定着支援が必要です。

また、授産施設や障害者作業所で働くこと、広く社会参加できる場の確保を図ります。

ア 理解の促進と働くことへの支援

障害者の社会的自立を促進するため、障害者の特性を理解し、その能力や適性に応じた雇用促進のため、啓発活動、協議の場の設置を行い、シンポジウムの開催をはじめ、企業・働く障害者・行政が9月の障害者雇用促進月間を中心とした啓発活動を行います。

また、就労に向けて公共職業安定所、NPO大阪障害者雇用支援ネットワーク等との連携を図り、障害者就業・生活支援センターを設置し、職業・生活の相談、職場実習、就職の相談を行います。

イ 授産活動の場の活性化

一定規模以上の障害者作業所の認可施設への移行、小規模法人化への移行について支援し、運営の安定化を図り、活動内容の充実を大阪府と連携し促進します。

高齢者の雇用・就労の支援

高齢者が自ら自己実現をめざし、健康で生き生きと自立した生活を送ることは重要であり、個々の就業意欲やニーズに応じて、豊かな知識・経験・能力を活かした社会参加を図るため、就業機会の拡大など活動の充実をめざし、就労関係機関と連携しながら雇用・就業を支援します。

ひとり親家庭の親の雇用・就労の支援

ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の親の雇用・就労は、厳しい状況にありますが、特に母子家庭では男女の賃金格差など一般的な女性の雇用・就労問題に加え、離婚等により急激な生活環境の変化の中で子育てを一人で担わなければならないため、生計の担い手となれるよう就労支援面での充実が必要です。就労困難な母子家庭の母親については、自立支援のための施策の検討を進め、国や大阪府の施策も積極的に活用し、雇用・就労を促進していきます。

同和地区住民の雇用・就労の支援

同和地区住民の雇用・就労は、依然厳しい状況にありますが、雇用・就労支援に関する施策・事業を総合的・包括的に収集し、より円滑効果的な実施を図ります。

また、身近な地域において、日常的に雇用や就労に関する相談を気軽に行えるようにするため、地域就労支援センターの充実に努めます。

さらに、地域就労支援事業の普及に向け、広報誌やさまざまな機会・場の活用、市民・団体の協力などにより積極的に情報提供に努めます。

外国人市民の雇用・就労の支援

外国人市民が気軽に地域就労支援センターの相談に来られるよう、さまざまな機会の活用、市民・団体の協力などにより情報提供に努めます。

また、八尾市企業人権協議会を通じて、外国人市民の企業内での人権啓

発をサポートするとともに、企業向け啓発冊子等による啓発活動の促進、公正採用選考人権啓発推進員を対象とした人権問題研修会等を通じて関係機関との連携を図っていきます。

若年者の雇用・就労の支援

若年者が、自ら希望する職業や進路に関して、身近な場所において相談できるよう、地域就労支援センターの利用・活用の促進について学校などと協力・連携します。また、自らの生涯生活設計や職業観などを見つめ直すことができるよう、教育現場では職業体験や職場体験などが実施されていますが、職業適性検査の実施や体験学習の場・機会の充実のため、府、学校や企業・事業所などとの連携を強化します。職業に対する理解不足や職業意識が十分に醸成されていない若年者などに対し、職業生活への移行を図れるよう、若年者自身に自らの可能性を発見させ、就業の動機付けやキャリア形成など職業観の醸成を図るため、ハローワークなどで行われているトライアル雇用の啓発・促進に努めます。

2 企業・労働者に対する職業能力開発の支援

(1) 事業主等が行う職業能力開発の支援

事業主等が従業員に行う研修や教育は、労働者の職業能力の開発や向上に重要な役割を果たしていますが、産業の高度化、情報関連産業をはじめとした新産業分野の創出が予想される中で、中小企業は市の産業発展の主役となるべき存在です。本市においては、中小企業のニーズに合った幅広い人材養成の支援の啓発を充実・強化していきます。

(2) 労働者の自発的能力開発の促進

労働者自身がその適性や職業能力を的確に把握しながら、求められる職業能力の変化に柔軟に対応できる効果的な職業能力開発を推進するため、能力開発の目的や内容・方法についての的確な情報提供や相談を実施するとともに、労働者がその職業生活設計に即して、必要な教育訓練の受講、実務経験等を積むことができるよう情報の提供に努めます。

また、高度・専門的な、公共職業訓練の及びにくい分野において、就労にあたって困難な課題をもっている人びとに対し、さらに高い学習意欲に応えるため、A ワーク創造館やC - S T E P等の情報を提供していきます。

3 労働者の権利を守るための法制度の普及啓発、労働相談

厳しい雇用失業情勢、雇用・就業形態の多様化、労働力の流動化など労働

者の置かれている環境は、複雑多様化してきています。また、労働関連法規の改正等も頻繁に行われています。このような環境の中、労働者が安心して働ける環境の整備や労働者が自らの権利を自覚し、自らの権利が守れるよう支援していくことが必要です。

(1) 法制度の普及啓発

労働者が自らの権利を自覚し、自らの権利が守れるよう、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法をはじめとした法知識や各種年金制度、雇用保険制度などの労働関係諸制度の普及啓発を図ります。

(2) 労働に関する相談の充実

労働者に権利の自覚を促すとともに、その権利の擁護を図っていくためには、行政機関相互の連携が必要なことから、公共職業安定所、大阪府総合労働事務所等と連携を図っていくとともに、労働法律相談の実施など、労働者の日常生活に関係する課題に対応できるよう支援していきます。

継続的な支援を図る視点からは、地域就労支援事業のコーディネーター等に対する労働関係法制度に関する研修の情報等を提供するとともに、地域での相談窓口として、地域就労支援センターの充実に努めます。

住宅・住環境

「2000年実態等調査」からみた現状と課題

・同和地区の公営・改良住宅は1960年代に建設された住宅が多く、これらの住宅の建替えや改修が課題となっていますが、高齢者世帯や障害者のいる世帯の占める割合が高いことから、バリアフリー面での対応も求められています。

また、若年層や高学歴層及び所得の高い層においては多様な住宅に対する志向が強く、地区外への転出希望が多いことから、定住魅力ある「まちづくり」が課題となっています。

1 市営住宅

地区内の市営住宅は、1960年代から1970年代にかけて同和地区の住環境整備を進める中で建設された、改良住宅や地域改善向け公営住宅であり、老朽化や狭隘化が課題となっています。また、地区内には、高齢者世帯や障害者のいる世帯の占める割合も高く、バリアフリー化も課題となっています。

そのため、市営住宅については、2003（平成15）年3月に「市営住宅ストック総合活用計画」を策定しました。

本計画に基づき建替えや改善事業のスケジュール化を図るとともに、住宅管理システムの充実を図るため、地区ごとに「住宅まちづくり協議会」が設置され、市と協働で機能更新事業計画を策定し、この機能更新事業計画に基づき、事業展開していく予定です。

(1) ストック総合活用計画

以下「市営住宅ストック総合活用計画」の概要を示します。

基本理念

2001（平成13）年3月に策定した「八尾市住宅マスタープラン」における住宅政策の目標及び、取組み姿勢のもと、市営住宅の再整備にあたっては、良質なストックの形成に努めます。

基本目標

ア 居住水準の向上

建替えや改善にあたっては、世帯人員に対応した住戸規模の確保、浴室なし住戸の解消を図り、居住水準の向上に努めます。

イ 安全安心な住まいづくり

木造や簡易耐火構造の住宅については、老朽化や居住性の低下が著

しいことから、早期の建替えに努めます。また、躯体の安全性、避難の安全性の確保に努めます。

ウ 子育て世代、高齢者・障害者等が住みやすい住まいづくり

建替えや改善にあたっては、高齢者・障害者等に配慮して、バリアフリー化に努めます。また、子育て世代など多様な世帯に対応する住戸規模の確保に努めます。

エ 土地の有効活用

建替えにあたっては、周辺地域の住環境に配慮しつつ、中高層化などによる土地の有効活用を図り、また、団地内におけるオープンスペースの確保に努めます。

オ 環境に配慮した住まいづくり

良質なストックの形成や適切な維持保全を図り、環境に配慮した住まいづくりに努めます。

整備水準の目標

ア 住戸規模及び構成

- ・ 2戸1改善や一室増築などの手法を用いて、世帯人員に対応した住宅の整備に努めます。
- ・ 居室は、原則として2室以上の確保に努めます。
- ・ 浴室、便所、洗面及び脱衣スペースについては、高齢者・障害者等に配慮した整備に努めます。

イ 性能、設備

- ・ 現在の生活様式に対応した水圧・電気容量の確保に努めます。
- ・ 躯体の安全性、避難の安全性の確保に努めます。
- ・ 住戸内の段差解消などのバリアフリー化に努めます。

ウ 共用部分

- ・ エレベーター設置や廊下・階段の手すり設置などのバリアフリー化に努めます。
- ・ 団地内通路やアプローチの段差解消、団地内施設の段差解消や手すり設置などのバリアフリー化に努めます。

エ 環境に配慮した住宅の供給

- ・ 長期使用できる住宅の供給に努めます。
- ・ シックハウスを防止するため、有害な化学物質の発生の少ない材料や再生材等、人にやさしい建築材料の採用に努めます。
- ・ エネルギー消費やヒートアイランド化などの抑制に努めます。

(2) 機能更新事業計画

西郡住宅機能更新事業計画

西郡住宅においては、2005（平成17）年3月の策定をめざし、現在、「西郡住宅まちづくり協議会」とともに検討を進めていますが、主な検討項目は、次のとおりです。

ア 計画的な機能更新をめざして

ストック総合活用計画では、次のように各住棟の方向性と2010（平成22）年度までの事業量が定められていますが、どの棟をいつから事業着手するかまでは決められていません。そのため、2010（平成22）年度までに事業を行う棟を確定し、各々の事業スケジュールも検討していく必要があります。

(ア) スtock総合活用計画における各棟の方向性

建替対象棟

1号館～8号館及び店舗付住宅1号館～2号館

改善対象棟

9号館～42号館及び店舗付住宅3号館～9号館

(イ) 2010（平成22）年度までの事業量

建替事業

80戸

改善事業

320戸

注) 改善事業では、浴室増築や一室増築を中心とし、敷地条件等必要に応じて2戸1や3戸1などを行う予定です。

エレベーター設置事業

市内4団地で30基（西郡住宅単独の事業量は西郡住宅機能更新事業計画の中で決定します。）

イ 定住魅力ある住宅・地域づくりをめざして

(ア) 福祉施策との連携

地域で安心して暮らしていくためには、市営住宅の機能更新に併せて、高齢者・障害者福祉など他の施策や地域での取組みとの連携についても検討していく必要があります。

(イ) 事業実施に伴い生み出される用地の活用

建替えなどの事業を進めていく中で生み出される空地については、今後のまちづくりに資する資源として、活用方法を検討して

いく必要があります。

(ウ) みなし特定公共賃貸住宅制度

定住魅力あるまちづくりを進めていくためには、市営住宅の空家を活用したみなし特定公共賃貸住宅制度について検討していく必要があります。

ウ 住宅管理の充実をめざして

(ア) 円滑な事業推進

建替事業や改善事業を進めていくためには、一時的に入居者が仮移転する住宅が必要であり、このための空家ストックを確保する必要があります。

また、市営住宅を有効に活用し、かつ、入居者にとっても住み良い環境づくりを行っていくためには、入居者の世帯の状況に応じて住み替える必要があります。

(イ) 入居システム

2003（平成15）年度から導入した新たな入居システムについては、その実施状況を検証し、改善すべき点は改善しながら運用していくとともに、建替え後の入居システムについても検討を行っていく必要があります。

また、名義継承についても、併せて検討していく必要があります。

(ウ) 集会所の機能更新及び自主管理・自主運営

入居者をはじめ、地域住民の自主的な活動の場として、集会所を有効活用していくためには、施設の機能更新を図り、また、利用頻度の低い集会所については、統合化を含めた検討に努めます。

また、その際には、自主的な管理運営体制についての検討に努めます。

(エ) 駐車場の有料化及び自主管理・自主運営

駐車場の現状として、住宅通路等も駐車場として利用されている状況から消防車等緊急自動車の通行を妨げる現象も生じているため早急に不法・迷惑駐車を防止していく必要があります。

また、受益者負担や今後の駐車場の維持改修に要する経費の確保という観点から、駐車場の有料化についても検討を進めていく必要があります。

日常管理について、自主的に管理運営できる組織づくりも必要です。

(オ) 店舗の活用

店舗については、空き店舗も多くみられ、今後、福祉的な活用

も含めて、まちづくりの地域資源と活用方策を検討する必要があります。

(カ) 家賃滞納対策

家賃滞納については、住宅管理上、大きな課題であり、市として、明渡請求等法的措置を前提として取組んでいく必要があります。

(キ) 管理人制度の充実

管理人の不在棟の解消や今後の管理人制度のあり方について検討を行っていく必要があります。

安中住宅機能更新事業計画

安中住宅においては、2004（平成16）年3月に、安中住宅機能更新事業計画が策定されており、今後は、本計画に基づき、「安中住宅まちづくり協議会」と連携を図りながら事業を進めていく予定です。

以下「安中住宅機能更新事業計画」の概要を示します。

ア 基本理念

2003（平成15）年3月に策定した「八尾市営住宅ストック総合活用計画」において示したストック活用手法に基づき、良質なストックの形成に努めます。

また、高齢者や障害者、子どもたち等が安心して住むことができ、住民が住むことに誇りをもち、住み続けたいと願う定住魅力あるまちづくりの推進に地域と協働して努めます。

イ 基本目標

(ア) 住宅ストックの有効活用をめざした機能更新 計画的な事業推進

市営住宅の整備の際には、対象となる住棟のスケジュールに基づき、地域経営システムに則り、行政と地域との協働による、計画的かつ効果的な事業の推進に努めます。

住宅用地の有効活用

土地の高度利用に伴い生み出される用地については、処分も含め活用方法の検討に努めます。

(イ) 定住魅力ある住宅・地域づくりに向けて 多様な住宅供給

定住魅力あるまちづくりを進めていくためには、さまざまな年齢、家族構成、所得、障害、ライフスタイルをもつ人びとのさまざまなニーズに対応する必要があります。

そのためには、市営住宅においては多様な世帯に対応する住戸規模の確保に努めます。

また、市営住宅の空き家を活用した「みなし特定公共賃貸住宅制度」の検討に努めます。

さらには、市営住宅用地の活用にあたっては、民間活力を活かした多様な住宅供給の促進に努めます。

他の施策等との連携

地域で安心して暮らしていくために、安中住宅の機能更新に併せて、高齢者・障害者福祉等の施策及び、関連するNPO等の市民組織等の地域での取組みとの連携に努めます。

また、空家状況を踏まえながら、公営住宅法(及び市営住宅条例)に規定されている公営住宅の社会福祉事業等への活用についての検討に努めます。

(ウ) 住宅管理の充実

集会所の管理

入居者をはじめ、地域住民の自主的な活動の場として、集会所を有効活用していくためには、施設の機能更新を図り、また、利用頻度の低い集会所については、統合化を含めた検討に努めます。

また、その際には、自主的な管理運営体制についての検討に努めます。

新入居システムの運用及び検証

法期限後の新入居システムについては、その実施状況の検証や改善と併せて、建替え後の入居システムについての検討に努めます。

家賃等の滞納対策

家賃等の滞納対策の強化に努めます。

特に、6ヶ月以上の長期滞納者に対しては、支払請求や明渡請求等の法的措置を前提として取組み、滞納の解消に努めます。

(エ) 計画的な機能更新

機能更新事業の計画については以下のようになります。

なお、この計画は固定したものではなく、社会情勢や入居者協議など事業推進状況等によって見直すものとし、毎年度の予算の定めるところによります。

計画期間内の建替・改善等の住棟の確定

計画期間の2010(平成22)年度までに予定している建替事業及び改善事業については、「八尾市営住宅ストック総合活用計画」を基に対象となる住棟と内容等に関して、行政と地域との協働により、確定作業を進めた結果を以下に示します。

<対象住棟と機能更新の内容>

区 分	対象となる住棟	戸 数
建 替	4号館、5号館、6号館	80戸
改 善	7号館、9号館	60戸
エレベーター 単独設置	10号館	3基

計画期間内の機能更新事業スケジュール

年 度	建 替	改 善		EV設置
	4・5・6号館	7号館	9号館	10号館
平成16年度	基本構想	改善設計		設計 設置工事
平成17年度	基本設計	改善工事	改善設計	
平成18年度	実施設計		改善工事	
平成19年度	仮移転 解体工事 文化財調査			
平成20年度	建替工事			
平成21年度	建替工事完了			
平成22年度				

維持管理

維持管理については、住宅団地の良好な居住環境を保全するとともに、住宅の適切な管理と機能向上を図るため、

- ・エレベーターや電気・給排水設備についての法令等に基づく保守点検
- ・雨漏り、水漏れ、設備の故障等、居住者の日常生活に支障のないよう、その都度講じる経常修繕
- ・外壁の再塗装や屋上防水工事、設備改修等、周期的に実施する計画修繕
- ・入居者募集に際した空家の修繕

など、団地の状況に応じて必要な修繕を効率的・効果的に実施します。

ウ むすび

今後の市営安中住宅の整備については、この機能更新事業計画に基づき、「良質なストックの形成、定住魅力あるまちづくりの推進」の基本理念のもと、「住宅ストックの有効活用をめざした機能更新、定住魅力ある住宅・地域づくり、住宅管理の充実・計画的な機能更新」の基本目標をめざし、建替・改善・エレベーター設置・維持保全の適切な活用手法により事業を円滑に進めていく必要があります。

整備に際しては、福祉やまちづくり等の関係部局とも連携するとともに、居住者をはじめ地域の理解と協力のもとで事業を進めていくことが重要となります。

また、厳しい財政状況の中で事業を進めていくには、その財源の確保を国、府に積極的に働きかけるとともに、長期にわたる事業スケジュールであることから、本市の財政状況を十分勘案しつつ事業を推進する必要があります。

したがって、この計画については、「八尾市営住宅ストック総合活用計画」の見直し、市の財政状況や社会情勢、機能更新事業の進捗状況などに応じて随時、見直しを行うものとします。

2 定住魅力ある住環境づくりに向けて

市営住宅の機能更新に併せて、住環境についても、住み替え希望者における住宅志向の多様化や、地区外への転出希望が、若年層、高学歴層や所得の高い層に多くみられることから、「定住魅力あるまちづくり」が課題となっており、今後、民間活力を活用しつつ、住民との協働により課題解決に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(1) 老朽木造賃貸住宅の建替え等の促進

老朽木造賃貸住宅については、安全上、防災上の必要から家主など権利者に対しての啓発に努めるとともに、情報提供を行っていく必要があります。

(2) 多様な住宅供給

定住魅力ある地域のまちづくりを進めていくためには、さまざまなニーズに対応した多様な住宅供給を促進していくことが求められています。

そのため、事業実施に伴って生み出される用地の活用や、他の事業の関連で生み出される用地の活用について、検討を行っていく必要があります。また、併せて民間活力を活用した住宅供給についても調査・研究していく必要があります。

(3) 他の施策との連携

地域で安心して暮らしていくためには、市営住宅の再整備に併せて、

高齢者・障害者福祉など他の施策や地域での取組みとの連携を図っていく必要があります。